

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路4 子育てに希望が持てる社会の実現

■きめ細やかな少子化対策の推進



1 結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実



要望先 : 子育て家庭庁
県担当課 : 子育て政策課

◆提案・要望

結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実により、子どもを生むことや、育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられるように、思い切った財源投入を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、「子ども基本法」において都道府県子ども計画や市町村子ども計画の策定を求めており、本県においても「埼玉県子ども・若者計画」を策定し施策を進めている。
- ・ 「埼玉県子ども・若者計画」では、子どもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会を目指しており、そのために結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実は必要不可欠であるが、厳しい財政状況の中では地方公共団体単独の実施は困難であり財政支援が欠かせない。
- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」は、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムを中心に県内市町村で活用しているが、所得や年齢の要件が厳しいことや、財政負担が市町村参加の大きな支障原因となっている。
- ・ また、令和8年度より補助対象者に支援プログラムの受講を義務付け、実施市町村に確認を求めるなど、負担が大きくなっている。
- ・ この交付金は単年度の取組への予算であり、事業周知の時期が遅く、提出期間も短い上、国の補助要綱が確定する前に、市町村に予算化を義務付けるなど、地域の実情に合った事業の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。
- ・ さらに、市町村にとって補助率が高い、都道府県主導型市町村連携コースにおいても、制約事項が多く、決して、市町村が利用しやすい仕組みとはなっていない。
- ・ 国において全国一律の結婚、妊娠・出産、子育て支援施策の拡充を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな取組が実現できるよう、思い切った財源投入を要望する。

2 不妊治療等への支援の拡充



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : 健康長寿課

◆提案・要望

不妊に悩む方が誰一人取り残されることなく、安心して幅広い治療が受けられるよう次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 不妊治療に医療保険が適用されたが、これまでの助成制度より自己負担が増加する場合もあることなどから、不妊・不育症治療の保険適用範囲の拡大並びに原因を特定し不妊治療につなげる検査の保険適用の拡大など抜本的な改善を図ること。
- (2) 不妊・不育症治療、検査にかかる自己負担額の軽減措置や独自に助成を行う地方公共団体への財政支援措置を講ずること。
- (3) 令和7年度補正予算で措置された「卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業」について、参加者が県外に転居した際の取扱いなど具体的な運用を明確にするとともに、財源の確保など中長期的なビジョンやロードマップを示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和4年4月から不妊治療における体外受精などの基本治療については新たに保険適用となった。これにより経済的負担が軽減され、不妊に悩むより多くの方々の支援につながっていると考えられる。
- ・ 一方、不妊治療を受ける方それぞれの状況に応じて、追加的に実施される検査や治療のうち、保険適用されず全額自己負担となったものもある。
- ・ 保険適用にはならなかったものの、先進医療として国が位置付けたものについては、特例的に保険診療との併用が可能であるが、先進医療部分については全額自己負担となる。また、保険診療と保険適用外診療を組み合わせると、保険診療分も含め全額自己負担となり、保険適用のメリットを受けられない場合もある。
- ・ また、治療費や所得によっては、保険適用になったことで、これまでの助成制度より自己負担額が増える場合もある。
- ・ 上記のとおり不妊治療の保険適用に伴い、治療の選択肢の幅が狭まっているとの意見があることから、不妊治療の選択肢の幅を広げる必要がある。
- ・ また、本県では、不妊検査の助成事業を実施しているが、こうした経済的負担の軽減は早期の適切な不妊治療につながる取組であることから、不妊検査等の対象範囲を拡大する必要がある。
- ・ 以上から、不妊に悩む方が経済的状況にかかわらず不妊治療及び不妊検査を受けられるよう保険適用範囲の拡大など、国による財政支援措置が必要である。
- ・ また、卵子凍結への社会的関心が高まっているが、治療に関する正確な情報が十分に行き渡っているとは言えない状況である。
- ・ 今回のモデル事業は、がん以外の早発卵巣不全等の疾病に対する妊孕性温存治療の課題検証の役割を果たす一方で、比較対象群となる健康な女性が多数を占めることが想定されることへの対応や参加者がモデル事業未実施の自治体に転居した際の取扱いなどの具体的な運用が明確では

ない。また、課題検証の結果をどのように国全体の制度として位置づけていくのか、次年度以降の財源の確保をどうするのかなど中長期的なビジョンやロードマップも示されていない。

◆参考

○本県における不妊検査費助成事業、不育症検査費助成事業の実施状況（単位：件）

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不妊検査費	2,159	2,363	3,363
不育症検査費	344	388	359

■子育て支援の充実



1 保育の質の向上



要望先 : こども家庭庁、財務省
県担当課 : こども支援課

◆提案・要望

- (1) 子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように保育士の配置基準の更なる見直しを行うこと。特に、1歳児の配置基準の改善に係る要件を緩和すること。また、保育士配置基準の改善に伴う恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格を設定すること。
さらに、物価高騰分については、確実に公定価格に反映すること。
- (2) 障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要なこどもへの適切な支援のため、職員配置に対する制度的・財政的支援の拡充を図ること。
- (3) 研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。また、公定価格が、地域の保育現場の人員費の状況を十分に反映した内容となっていない。
- ・ 保育士の配置基準は、令和6年度から3歳児及び4・5歳児は改善されたが、依然として諸外国と比較しても緩く、保育現場の実情にあったものではない。
- ・ 令和7年度から公定価格上の加算措置として、「1歳児配置改善加算」が創設された。
この加算要件として、
 - (1) 処遇改善等加算区分1、2、3のいずれも取得している
 - (2) 業務においてICTの活用を進めている（①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している）
 - (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上を全て満たすことが付されている。
- ・ 要件(1)、(2)については、人材確保や保育の質の向上の観点から必要性は理解できるものの、(3)を要件とすることは、新卒保育士や経験年数の短い潜在保育士の採用を敬遠する動きに繋がる可能性があり、従来の国の保育士確保の方向性と整合が取れないと考える。実際に、本県の保育所・認定こども園で(3)の要件を満たすのは全体の58.2%である。
- ・ さらに、要件(3)は(1)及び(2)と比べ、要件を満たしていない場合に、各保育所等が自らの努力で短期間に改善することが困難である。
なお、本県では1歳児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配

置できるよう補助を実施している。

- ・ 原油価格・物価高騰について、令和7年度は光熱費や食材費の価格高騰に対応するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用できることとなり、また公定価格で令和7年度に限り物価高騰対策として運営継続支援臨時加算が創設された。保育所等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格に反映する必要がある。
- ・ 保育士等の人材育成、保育士等に必要な知識・技能の修得のため、保育所等でのリーダー的職員の養成、安全管理や虐待防止、医療的ケア児への対応など、様々な研修の受講が必要である。
- ・ 保育士等が研修を受講できる環境整備のためには、代替職員確保に係る経費の拡充が必要である。

2 保育所整備の交付金等の充実



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども支援課

◆提案・要望

- (1) 地域の実情に応じた保育提供体制の確保のため、就学前教育・保育施設整備交付金や保育対策総合支援事業費補助金などの施設整備等に対する補助について、工事費の物価高騰も踏まえ、補助単価の引き上げ等、一層の充実を図ること。
- (2) 地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、送迎保育や賃借料補助などのソフト事業に対する補助を継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等の整備は、国から市町村に直接交付される交付金を活用して、市町村が策定する計画に基づき実施される。市町村が計画的に施設整備を行うためには、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
- ・ 待機児童が発生しない体制を確保するためには、地域の現状や課題を分析し、それらの実情を踏まえ対応する必要がある。
- ・ 近年は物価高騰により施設整備費が増加しており、事業者の負担が大きくなっている。
- ・ 保育所の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率の引上げが必要である。

◆参考

○就学前教育・保育施設整備交付金

市町村が策定する整備計画*等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業等に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付するもの。

*整備計画：児童福祉法第56条の4の2に基づく計画

- ・ 実施主体：市町村
- ・ 補助率 : 通常 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
特定* 国2/3、市町村1/12、事業者1/4

*「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている場合など

○保育対策総合支援事業費補助金

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、賃貸物件による保育所整備などこどもを安心して育てることができる環境整備に要する経費に充てるため、市町村に補助を行うもの。

- ・ 実施主体：市町村
- ・ 補助率 : 国1/2、市町村1/4、設置主体1/4 等